

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1757号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第17条の2、第17条の3及び第17条の4並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第18条の2及び第18条の3の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の16</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の15</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> 100分の12</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>新潟県</u> <u>100分の1.5</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する<u>県</u>、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第17条の2第2項若しくは第17条の3又は市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第17条の2、第17条の3及び第17条の4の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15</u></p> <p>(3) <u>立川市</u> <u>100分の12</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の12</u></p> <p>(5) <u>小平市</u> 100分の12</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>宇都宮市</u> <u>100分の6</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第17条の2第2項又は第17条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。<u>同条</u></p>

た額をもって当該地域手当の月額とする。一般職員給与条例第3条、第25条第4項、第5項及び第26条第3項並びに市町村立学校職員給与条例第16条、第26条第4項、第5項及び第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

1 (略)

(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)

2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都の特別区 100分の18
- (2) 大阪市 100分の15
- (3) 小平市 100分の13
- (4) 府中市 100分の13
- (5) 立川市 100分の12
- (6) 仙台市 100分の6
- (7) 新潟県 100分の0.5

(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

例第3条、第25条第4項及び第5項並びに第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

1 (略)

(平成22年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)

2 平成22年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都の特別区 100分の17
- (2) 大阪市 100分の14
- (3) 立川市 100分の12
- (4) 府中市 100分の12
- (5) 小平市 100分の10
- (6) 神戸市 100分の10
- (7) 仙台市 100分の6
- (8) 宇都宮市 100分の5

(平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)

3 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第17条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の14とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。